

令和6年度 (2024年度) 東海市の高齢者福祉



< 発行元 >

東海市 市民福祉部 高齢者支援課（東海市しあわせ村内）

住所 〒476-0003 東海市荒尾町西廻間2番地の1

電話 052-689-1600（しあわせ村総合案内）

FAX 052-602-0390

この先、必要になるかもしれないサービスについてご案内します。大切に保管してください。市ホームページ・高齢者支援課からもダウンロードできます。



目次

☎相談機関等

1	高齢者相談支援センター（東海包括支援センター）	1
2	高齢者支援ネットワークセンター（高齢者支援課）	1
3	認知症総合相談センター ケアラースカフェ日向家	2
4	知多地域権利擁護支援センター（成年後見制度の相談）	2
5	認知症初期集中支援チーム（高齢者相談支援センター）	3
6	高齢者あんしん見守り相談員（高齢者支援ネットワークセンター）	3
7	民生委員・児童委員（社会福祉課）	3

☎65歳以上の方のためのサービス

8	高齢者あんしん見守り登録	4
9	安否確認電話	4
10	家具等転倒防止器具の取付	5
11	救急医療情報キット「命の助っ筒」の配付	5
12	緊急通報装置「あんしん電話」の貸出	6
13	磁石式入れ歯固定装置装着費の助成	7
14	高齢者空調機設置費等補助事業	7
15	難聴高齢者補聴器購入費の補助	8

☎介護保険制度

16	介護保険	9
----	------	---

☎介護認定を受けている方への市の制度

17	家庭介護用品購入券の交付	10
18	寝具クリーニングサービス	10
19	福祉タクシー等料金の助成	10
20	要介護高齢者援護扶助費の支給	11
21	ごみ指定袋の追加配布	11
22	訪問歯科健診	11
23	在宅高齢者訪問理美容サービスの補助	11
24	住宅改造費の補助	12
25	配食サービス事業	12
26	防災ベッドの貸出	13

📍認知症の方へのサービス		
27	行方不明高齢者SOS情報配信事業（メルマガ）	14
28	認知症高齢者等見守りネットワーク	15
29	見守りシールの配布	15
30	個人賠償保険	16
31	行方不明高齢者家族支援サービス	16
📍その他のサービス		
32	車いすの貸出	17
33	移送サービス	17
34	福祉車両の貸出し	17
35	日常生活自立支援事業	17
36	地域共生 ころんサポート事業	17
37	介護予防・日常生活支援総合事業	18
38	高齢者スマートフォン活用支援講習会事業	20
39	東海へいしゅうくんネットワーク	20
40	高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業	21
41	後期高齢者福祉医療費の助成	21
42	高齢者用肺炎球菌予防接種の助成	22
43	高齢者の住宅確保支援（国・県の事業）	23
📍生きがいと余暇		
44	シニアクラブ	25
45	敬老行事	25
46	シルバー人材センター	25
47	高齢者循環バス利用促進事業	26
48	民間スポーツ施設利用料の補助	26
49	健康交流の家	27
50	敬老の家	27
📍地図		28

1 高齢者相談支援センター（東海包括支援センター）

内 容	生活上の問題で手助けを必要とする、おおむね65歳以上の方やその家族の方の介護などに関する相談や認知症に関すること、高齢者の日常生活機能及び要介護状態の悪化の予防、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、ケアマネジャー（介護支援専門員）への支援、さらに市の福祉サービスや、介護保険制度の利用相談や代行申請をします。
対象者	おおむね65歳以上の方やその家族の方
連絡先	<p>市内に2か所あり、地域により管轄の施設が分かれます。お近くへお問い合わせください。</p> <p>①東海市高齢者相談支援センター （東海包括支援センター） 住所：荒尾町西廻間2番地の1 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1606</p> <p>②東海市高齢者相談支援センター分室 （東海包括支援センター分室） 住所：加木屋町南鹿持27番地の1 [加木屋デイサービスセンター内] ☎ 0562-31-3312</p>

2 高齢者支援ネットワークセンター（高齢者支援課）

内 容	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できる基盤づくりを進めるため、高齢者に関わる公的機関や地域の関係者とのネットワークを構築し、地域での支援体制の強化を図ります。高齢者に関する問題を抱えている方は、関係機関への連絡・調整を行いますので、ご相談ください。
対象者	65歳以上高齢者
連絡先	<p>専用ダイヤル：052-602-0874 ^{おはなし} [高齢者支援課内]</p> <p>※専用ダイヤルです。上記内容以外の場合はご遠慮ください。 住所：荒尾町西廻間2番地の1（しあわせ村内） ☎ 052-689-1600（代）</p>

3 認知症総合相談センター ケアラーズカフェ日向家^{ひなたけ}

内 容	<p>認知症の方の介護に関することや、介護者の悩みなどの相談を受けるため、カフェを開設しています。</p> <p>場 所：まなぶん横須賀 [横須賀図書館 2階]</p> <p>施設名：ケアラーズカフェ日向家</p> <p>受 付：毎週火曜日から土曜日まで (年未年始、祝祭日、お盆を除く) ※月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日は閉館します。</p> <p>時 間：午前10時30分から午後3時まで。</p> <p>☆電話相談や各種イベント(百歳体操、音楽など)も行います。</p> <p>連絡先：0562-31-1911</p> <p>受 付：月曜日～金曜日(年未年始、お盆、祝祭日を除く)</p> <p>時 間：午前10時から午後4時まで</p> <p>詳しくは、「広報とうかい」をご覧ください。</p>
対象者	認知症の方、又は介護者
利用方法	予約は不要です。直接来所もしくはお電話ください。
問合せ	<p>特定非営利活動法人 HEART TO HEART (委託先)</p> <p>住所：東海市養父町北反田41</p> <p>☎ 0562-31-1911</p>

4 知多地域権利擁護支援センター (成年後見制度の相談)

内 容	<p>成年後見制度とは、「認知症などのために悪徳商法の被害を受けた」「物忘れがあり財産管理がうまくできない」「介護保険サービスなどの契約が難しい」といった方々を守るための制度です。</p> <p>成年後見制度について、利用の仕方や申立ての手続きなどについての相談を受付けております。</p> <p>相談する際は、下記連絡先へお問い合わせください。</p>
対象者	認知症などのために契約行為や金銭管理を十分に行えない方又はその家族
連絡先	<p>特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター</p> <p>住所：知多市緑町32-6</p> <p>☎ 0562-39-3770</p> <p>受付時間：月曜日～金曜日(年未年始、祝祭日を除く)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p>

5 認知症初期集中支援チーム（高齢者相談支援センター）

内 容	チーム員が認知症の方（疑いがある方）の家庭を訪問し、相談に応じます。医師の助言のもと、病院受診やサービス利用、家庭への支援等を集中的（おおむね6か月）に行います。
対象者	40歳以上で、認知症の症状等でお困りの方
利用方法	直接来所もしくはお電話ください。
問合せ	<p>①東海市高齢者相談支援センター（東海包括支援センター） 住所：荒尾町西廻間2番地の1 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1606</p> <p>②東海市高齢者相談支援センター分室（東海包括支援センター分室） 住所：加木屋町南鹿持27番地の1 [加木屋デイサービスセンター内] ☎ 0562-31-3312</p>

6 高齢者あんしん見守り相談員（高齢者支援ネットワークセンター）

内 容	ひとり暮らしをされている高齢者の生活支援及び課題を抱える高齢者の早期発見のために、高齢者あんしん見守り相談員を配置し、 【8 高齢者あんしん見守り登録】をされている方を定期的に訪問しています。高齢者あんしん見守り相談員は、看護師の資格を持っていますので、心身のことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。
連絡先	専用ダイヤル：052-602-0874 ^{おはなし} [高齢者支援課内] ※専用ダイヤルです。相談以外の場合はご遠慮ください。

7 民生委員・児童委員（社会福祉課）

内 容	民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立ち、地域の方の健康状態や生活状態を把握し、地域福祉の向上に努めています。また、地域の高齢者の訪問なども行っています。
問合せ	社会福祉課 [市役所1階] ☎ 052-603-2211 (代) 0562-33-1111 (代)



65歳以上の方のためのサービス

8 高齢者あんしん見守り登録

内 容	<p>登録者には、高齢者あんしん見守り相談員が訪問し、健康や生活上の相談を行い、福祉サービスをご案内します。また、関係者と連携協力して、登録者の生活を支援します。登録すると以下のサービスが受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安否確認電話 ⇒ 9 ● 家具等転倒防止器具の取付け ⇒ 10 ● 救急医療情報キット「命の助っ筒」の配布 ⇒ 11 ● 防災ラジオの無料配付（未所持者のみ） ● 東海へいしゅうくんネットワークの登録 ⇒ 39 <p>※各サービスの詳細は、各関連ページをご覧ください。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしをされている65歳以上の方 （隣地や同一敷地に家族がいる場合は、対象とならない場合もあります。） ・同居者がいる場合でも、その同居者が要介護者などであれば対象となります。
申請方法	お住まいの地域の民生委員にお伝えください。後日、民生委員より連絡を受けた高齢者あんしん見守り相談員が訪問し、必要な手続きを行います。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)


9 安否確認電話

内 容	<p>本人と約束した日又は曜日に定期的に電話をして、本人の安否を確認します。</p> <p>※年末年始（12月29日～1月3日）は実施しません。</p> <p>※暴風警報が発令された場合等で安否確認の電話ができなかった場合には、翌日又は翌々日に電話をします。</p>
対象者	[8 高齢者あんしん見守り登録] に登録された方
申請方法	[8 高齢者あんしん見守り登録] に登録するときに希望してください。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

10 家具等転倒防止器具の取付



内 容	寝室の洋服ダンスなどのうち、2 棹まで無料で転倒防止器具を取付けます。なお、器具の取付けは、1 世帯4 個までとなります。
対象者	65 歳以上で、ひとり暮らしをされている方 又は【 8 高齢者あんしん見守り登録 】に登録されている方
申請方法	申請書を下記窓口どちらか 1 か所に提出してください。 ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所 1 階] 申請書は、提出窓口又は市ホームページにあります。 申請後、市の委託業者が日程調整のうえ、取付けに訪問します。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)
※当事業の他に「家具転倒防止対策事業補助金」があります。詳しくは防災危機管理課 [市役所 2 階] に問合せ下さい。☎ 052-603-2211 (代) 0562-33-1111 (代)	

11 救急医療情報キット「命の助っ筒」の配付

内 容	医療情報などを記入する用紙と、その用紙を入れる筒をお渡しします。 救急隊が病院に搬送するときに冷蔵庫内のキットから情報を取得し、迅速かつ適切な処置をするために役立てます。 救急医療情報の様式は市ホームページにあります。	
対象者	・65 歳以上で、ひとり暮らしをされている方 ・高齢者を含む世帯で、1 日のうちに高齢者が長時間ひとりになる高齢者の方。 ・64 歳以下でひとり暮らしをされており、健康に不安のある方。 ・要介護認定を受けた方を自宅で介護している高齢者のみ世帯の方。	
申請方法	申請書を下記窓口どちらか 1 か所に提出してください。 ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所 1 階] 申請書は、提出窓口又は市ホームページにあります。	
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)	

12 緊急通報装置「あんしん電話」の貸出

所得制限あり

<p>内 容</p>	<p>ボタン一つでガードセンターに連絡できる装置を貸出します。 ご利用には、ご家庭の電話回線が必要です。 ※利用にあたって、使用できない電話回線があります。 ※設置作業は、利用者（又は家族）の立ち合いの元、委託業者が行います。 ※設置には、一定の時間が必要です。 ≪ 自己負担額 ≫ 市民税課税世帯の方：月額1,200円（税抜き）＋通信料 市民税非課税世帯の方：無料（市負担）＋通信料（月額） ※毎年、利用者世帯の課税状況を確認し費用負担の判定を行います。</p> <p>●固定型</p>  <p>●携帯型（自宅内で使用可能）</p> 
<p>対象者</p>	<p>65歳以上の方で、高齢者のみの世帯の方又は1日のうちに高齢者が長時間おひとりになる世帯の方</p>
<p>申請方法</p>	<p>申込書と納付状況確認同意書を高齢者支援課〔しあわせ村内〕に提出してください。 各種書類は、提出窓口又は市ホームページにあります。</p>
<p>問合せ</p>	<p>高齢者支援課〔しあわせ村内〕 ☎ 052-689-1600（代）</p>
<p>※解約（撤去）を希望される場合は、高齢者支援課〔しあわせ村内〕にご連絡下さい。撤去作業も利用者（又は家族）立ち合いの元、委託業者が行います。</p>	

13 磁石式入れ歯固定装置装着費の助成

所得制限あり

内 容	磁石式入れ歯固定装置の装着費用の一部を助成します。助成金額は、上顎1万円及び下顎1万円（1年度1回のみ）です。
対象者	65歳以上の方で、市内の歯科医療機関で入れ歯を固定するための、磁石式入れ歯固定装置を装着した方
申請方法	①～③を、下記窓口どちらか1か所に提出してください。 ①磁石式入れ歯固定装置装着費助成申請書 ②（歯科医師が証明する）磁石式入れ歯固定装置装着証明書 ③納付状況確認同意書 《窓口》・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所1階] 申請書は、市内歯科医療機関（取扱い機関のみ）、提出窓口又は市ホームページにあります。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600（代）

14 高齢者空調機設置費等補助事業

所得制限あり

内 容	高齢者の熱中症の予防をするため、家庭用空調機の購入・設置のために要した経費について、補助金を交付します。 《補助金額》 家庭用空調機で未使用品の購入・設置に要する費用(本体購入費+標準工事費)のうち、67,000円を上限とする。 ※居住する住宅に1台限りとします。
対象者	市内に住民票を有しかつ生活しており、自宅に空調機が1台も設置されておらず(故障により使用できる空調機がない場合も含む)、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、世帯全員の市町村民税が非課税である方
申請方法	認定申請書等を高齢者支援課 [しあわせ村内] に提出 ※賃貸等の場合は所有者の同意書が必要です。 ※申請期間等、詳しくは「広報とうかい」でお知らせします。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600（代）

15 難聴高齢者補聴器購入費の補助

所得制限あり

内 容	補聴器の購入費用の2分の1（上限あり）を補助します。 （1人1回のみ） 《補助金額》市民税課税世帯：2万5千円以内 市民税非課税世帯：5万円以内
対象者	65歳以上の方で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならず、医師が補聴器の装用が有用であると判断した方
申請方法	事前に利用申請書を提出し、市の審査を受けてください。 審査の結果、対象者と承認された場合は、市指定医による意見書を発行してもらい、補聴器を購入後、発行された意見書と領収書を添付した補助金交付申請書を高齢者支援課〔しあわせ村内〕に提出してください。 各種書類は、提出窓口又は市ホームページにあります。 ※申請受付は令和6年7月1日から開始します。
問合せ	高齢者支援課〔しあわせ村内〕 ☎ 052-689-1600（代）



介護保険制度

16 介護保険

内 容	<p>介護保険は、日々の生活に手助けが必要になった時に利用する制度です。</p> <p>東海市では、大府市や知多市、東浦町と協力して、「知多北部広域連合」として介護保険を運営しています。</p>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者である65歳以上の方で、介護や支援が必要とされる方 ・第2号被保険者である40歳以上65歳未満の方で、老化が原因とされる病気（特定疾患）により介護や支援が必要とされる方
申請方法	<p>介護保険制度を利用するためには、認定の申請が必要となります。</p> <p>①～⑤を、下記窓口どちらか1か所に提出してください。</p> <p>①申請書 ②介護保険被保険者証の原本 ③医療保険証（後期・国保・社保）の原本 ④かかりつけの医療機関名、医師の名前 ⑤マイナンバー（個人番号）</p> <p>《窓口》・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所1階]</p> <p>申請書は、知多北部広域連合のホームページまたは窓口、もしくは提出窓口にあります。</p>
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代) ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所1階] ☎ 052-603-2211 (代) 0562-33-1111 (代) ・知多北部広域連合 [しあわせ村内] ☎ 052-689-2262 (認定係) ホームページ http://www.chitahokubu.or.jp/ <div data-bbox="1091 1518 1342 1727" data-label="Image"></div> <div data-bbox="1145 1818 1310 1982" data-label="Image"></div>



介護認定を受けている方への市の制度

17～22について

申請方法	申請書を、下記窓口どちらか1か所に提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所1階] 申請書は、提出窓口又は市ホームページにあります。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

17 家庭介護用品購入券の交付

所得制限あり

内容	介護者に対し、紙おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーが購入できる介護用品券を交付します。 ≪支給金券≫ ※1枚1,000円の金券で、おつりは出ません。 年度：75,000円以内 年度内1か月目：9,000円、2か月目以降：6,000円 ＊1か月単位で支給します。 ＊ご利用できる店舗は、指定店舗に限ります。
対象者	要介護4・5のいずれかに認定された方を、同一世帯かつ自宅で介護している方で、市民税非課税世帯の方 ※介護を受ける方が、単身世帯・入院中・入所中の場合は除く。

18 寝具クリーニングサービス

所得制限あり

内容	寝具の衛生管理のため、水洗いや乾燥消毒などのサービスを年度中4回（3, 6, 9, 12月）実施します。なお、市民税非課税世帯の方は年度中12回（毎月）利用できます。 また、1回につき掛・敷布団各1枚、毛布2枚まで利用できます。
対象者	要介護4・5のいずれかに認定された65歳以上の方で、自宅で介護を受けられている方（入院・入所中の方は除く）

19 福祉タクシー等料金の助成

内容	外出のために福祉タクシー又はリフト付福祉タクシーを利用する方に助成券をお渡しします。初乗料金分等の助成券を年間で24枚お渡しします。リフト付福祉タクシー券については、要介護3以上の認定を受け、福祉タクシー券を受取っていない方へお渡しします。ご利用できるタクシー会社は、指定業者に限ります。
対象者	要介護1～5のいずれかに認定された65歳以上の方

20 要介護高齢者援護扶助費の支給

所得制限あり

内 容	《支給金額》（支払月は、7月・11月・3月の末日） 所得税課税の方は、月額3,100円 所得税非課税の方は、月額7,250円 ※令和6年6月支給分からは、支給額の算定基準が所得税から市民税（均等割）に変更します。
対象者	要介護3・4・5のいずれかに認定された65歳以上の方で、所得が210万円以下の方 ※ ¹ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に入所している方は除く。
※ ¹ 上記施設に入所した時点で支給は停止になります。その場合は、速やかに資格喪失届の届出をしてください。届出方法は申請時と同様です。	

21 ごみ指定袋の追加配布

内 容	紙おむつ用として、ごみ指定袋を年間に50枚お渡しします。
対象者	要介護3・4・5のいずれかに認定された65歳以上の方又はそれに準じる方で、自宅で介護を受けている方 ただし、入院・入所の方及び1年以内に既に追加配布を受けた方は除きます。

22 訪問歯科健診

内 容	自宅に歯科医師が訪問して、本人及び希望される介護者1人を健診します。（年1回のみ）
対象者	要介護3・4・5のいずれかに認定され、自宅で生活されている65歳以上の方及び、その方を介護されているご家族

23 在宅高齢者訪問理美容サービスの補助

内 容	訪問理美容に係る費用の一部を補助します。 《補助金額》1回あたり5千円（最大年5回） 利用者の自己負担額は1回500円
対象者	自宅で生活している65歳以上で要介護4以上の認定を受けている方で、常時寝たきり等の理由により自ら理美容店へ出向くことが困難な方
申請方法	事前に申請書を高齢者支援課【しあわせ村内】に提出してください。 該当する方にはサービス利用券を交付しますので、理美容店へ予約し、サービスを受けてください。
問合せ	高齢者支援課【しあわせ村内】 ☎ 052-689-1600（代）

24 住宅改造費の補助

所得制限あり


内 容	<p>手すりの取付けや段差の解消など、住宅の環境整備や改善をする場合、介護保険の住宅改修費の支給を同時に申請していただき、介護保険の利用限度額を上回った額を補助します。</p> <p>《補助金額》 市民税課税世帯：10万円まで 市民税非課税世帯：40万円まで</p>
対象者	要支援又は要介護に認定された方
申請方法	介護保険サービスの住宅改修と併用で申請が必要なため、事前に高齢者相談支援センター〔しあわせ村内〕又は担当ケアマネジャーにご相談ください。
問合せ	高齢者支援課〔しあわせ村内〕 ☎ 052-689-1600（代）

25 配食サービス事業

所得制限あり

内 容	<p>配達員が定期的にお弁当を配達することで、高齢者の生活支援及び安否確認を行います。昼食又は夕食のどちらか1食分について市が補助します。</p> <p>《負担費用》 市民税非課税世帯で、かつ利用者本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方は、本人負担額300円、それ以外の方は本人負担額480円で利用ができます。</p> <p>※毎年、利用者の課税状況を確認し費用負担の判定を行います。</p>
対象者	自宅で生活している65歳以上で、要介護、要支援又は事業対象者に認定されている方で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯又は1日のうちに高齢者が長時間おひとりになる世帯の方
申請方法	担当ケアマネジャーにお申し出ください。ケアマネジャーがいない場合は、高齢者支援課〔しあわせ村内〕へお問い合わせください。
問合せ	高齢者支援課〔しあわせ村内〕 ☎ 052-689-1600（代）

26 防災ベッドの貸出

内 容	防災ベッドを無料で貸出します。
対象者	市内に存在する昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工した在来構法による木造住宅で、市の耐震診断の結果が 1.0 未満と診断された住宅の所有者（所有者の同意を得た同居者を含む）のうち、下記のいずれかに該当する方 ・ 65 歳以上の方のみで生活をされている方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方 ・ 要介護認定を受けた方（介護度は問いません）
申請方法	申請書を、建築住宅課 [市役所 4 階] へ提出。 申請書は、提出窓口又は市ホームページにあります。
問合せ	建築住宅課 [市役所 4 階] ☎ 052-603-2211（代） 0562-33-1111（代） https://www.city.tokai.aichi.jp/kurashi/1001815/1001827/1001832.html 




認知症の方へのサービス

27 行方不明高齢者SOS情報配信事業（メルマガ）

内容	「メールマガジン（通称：メルマガ）」 東海市では、知多メディアス「ちたまるナビ」のサービス『メルマガ』を利用して、メルマガ登録者に各種情報を配信しています。そのメルマガを利用し、認知症などにより高齢者が行方不明になった時に、高齢者を支援する関係機関及び地域住民に情報提供を呼びかけます。 《費用：無料》
利用方法	認知症などにより行方不明になった場合は、まず東海警察署に届け出たうえで、高齢者支援課 [しあわせ村内] にご連絡ください。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

メルマガ登録をお願いします!!


【東海市メールマガジン】	二次元バーコード
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「安全安心メルマガ」</div> 地震や風水害に関する情報や、東海市からの防災情報、東海警察署からの防犯情報など。 http://www.chitamaru.jp/i/anzen/	

- 登録したメールアドレスは、メールマガジン配信の目的以外には使用しません。
- 迷惑メール設定などをされている場合は、指定受信設定で、info@chitamaru.jpからのメールを受信可能にしないとメルマガの登録はできません。info@chitamaru.jpからのメールを3回着信拒否しますと、着信拒否を解除してもメールが配信されなくなります。
- 配信の停止は利用者によっていつでもできます。
- 登録・利用時の各携帯電話会社の通常パケット通信料や回線利用料は利用者の負担となります。

28 認知症高齢者等見守りネットワーク

内容	<p>万一、認知症の方等が行方不明になった場合、素早く SOS 配信等ができるように、事前に登録する制度です。 ([27 行方不明高齢者 SOS 情報配信事業]を参照ください。) 登録すると以下のサービスが受けられます。</p> <p style="text-align: center;"> { <ul style="list-style-type: none"> ● 見守りシールの配布 ⇒ 29 ● 個人賠償保険 ⇒ 30 ● 東海へいしゅうくんネットワークの登録 ⇒ 39 } </p> <p style="text-align: center;">※各サービスの詳細は、各関連ページをご覧ください。</p>
対象者	<p>65 歳以上の高齢者で、認知症又はその疑いのある方 65 歳未満の者で、若年性認知症又はその疑いのある方</p>
申請方法	<p>①②をお持ちのうえ、高齢者支援課 [しあわせ村内] で申請書をご記入ください。申請書は窓口でお渡しします。</p> <p>①本人の顔写真（対象者のみが映っているのが望ましいです。） ②介護保険被保険者証</p> <p>申請は、ご家族の方でも可能です。</p>
問合せ	<p>高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)</p>

29 見守りシールの配布

内容	<p>洋服や靴、バックなど様々な素材のものに貼ることができるので、シールの二次元バーコードを読み取ると市役所と警察の連絡先が確認できます。事前に登録が必要です。</p>	
対象者	<p>[28 認知症高齢者等見守りネットワーク] の登録をされた方</p>	
申請方法	<p>[28 認知症高齢者等見守りネットワーク] の登録時に希望してください。後日追加申請も可能です。</p>	
問合せ	<p>高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)</p>	

30 個人賠償保険

内 容	日常生活の偶然の事故で、損害賠償責任を負った場合などに保険金が支払われます。事前に登録が必要です。 補償額の上限：個人賠償補償上限額 1 億円 ≪保険料≫市が負担
対象者	〔 28 認知症高齢者等見守りネットワーク 〕の登録者で、在宅生活されている方 ※養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に入所している方は対象外で、申請後入所した場合も対象外となります。
申請方法	〔 28 認知症高齢者等見守りネットワーク 〕の登録時に希望してください。後日追加申請も可能です。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

31 行方不明高齢者家族支援サービス

内 容	行方不明になる可能性のある認知症高齢者が自宅等からいなくなった場合に、早期に居場所を発見できる「端末機」をお貸しします。必要なときにガードマンがかけつけます。 ≪費用負担額≫ 月額530円 なお、端末機を紛失などされた場合は、弁償していただく場合があります。
対象者	本人・家族ともに東海市に在住しており、要支援又は要介護のいずれかに認定された方及び認知症により行方不明になるおそれのある高齢者などを、自宅で介護している家族の方
申請方法	申請書及び誓約書を、下記窓口どちらか 1 か所に提出してください。 ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・福祉・介護保険関係窓口 [市役所1階] 申請書及び誓約書は、提出窓口又は市ホームページにあります。
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)



その他のサービス

32～36 問合せ

東海市社会福祉協議会 [しあわせ村内]

☎ 052-689-1605

32 車いすの貸出

内 容	車いすを無料で貸出します。期間は原則2週間。
対象者	市内在住の方

33 移送サービス

内 容	通学・通院・入退院又は福祉施設への通所などの際に、ボランティアによる移送サービスを無料で利用できます。 利用可能範囲：自宅から半径10km以内 利用時間：毎週月曜日～金曜日の午前9時～午後5時の間
対象者	市内在住で、屋外移動の際に車いすを利用されている方

34 福祉車両の貸出し

内 容	福祉車両（車いす対応、スロープあり）を貸出します。 貸出期間：原則1日 申請期間：利用する前月の初日から、利用日の3日前まで。 車両は、ガソリンを満タンにしてから返却してください。 有料道路通行料及び駐車料金は負担してください。
対象者	市内在住で、常に車いすを利用している方の移送をするご家族

35 日常生活自立支援事業

内 容	福祉サービス利用の手続き、日常的なお金の出入れ、日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。 ≪自己負担額≫1回 1,200円 ・書類などの預かり など ≪自己負担額≫年間 3,000円（月額 250円）
対象者	認知症高齢者など、金銭管理や書類管理に不安を抱える方 なお、利用には愛知県社会福祉協議会の審査があります。 ※利用にあたり、事前に調査に伺います。

36 地域共生 こころんサポート事業

内 容	日常生活のちょっとした困りごとを会員同士でサポート。 主な内容：買い物、草取り、電球交換、掃除、衣替えなど ≪利用料金／報酬≫ 1時間 500円 10分程度の短時間での内容 100円 ※依頼会員・支援会員ともに会員登録が必要です。
対象者	市内在住で、65歳以上の一人暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯、もしくは障がい者のみの世帯

37 介護予防・日常生活支援総合事業

いつまでも元気に自立した生活ができるよう65歳以上の方を対象に介護予防につながる各種事業を行います。

対象者：65歳以上の方

事業名	内容
	<p>脳トレいきいき百歳体操</p> <p>DVDの映像を見ながら行う筋力トレーニングで、椅子に座ってゆっくり行う運動です。週に1回以上行う自主グループ活動を支援しています。脳トレメニューもあります。</p>
実施時期	通年
	<p>元気アップ教室</p> <p>市の公民館・市民館等で週1回開催するフレイル予防の体操教室（自己負担あり）</p>
実施時期	通年 市内4か所 週1回
	<p>フレイルチェック会</p> <p>体力測定でフレイル（体と心の弱り）リスクをチェックします。測定結果から自分にあった教室を紹介します。</p>
実施時期	5月、9月
	<p>介護予防啓発研修会</p> <p>地域活動や就労的活動など社会参加の健康への意義や効果に関する講話</p>
実施時期	12月
	<p>脳トレいきいき百歳サポーター養成講座</p> <p>いきいき百歳体操の実施や進行、脳トレレクリエーションを実施するサポーターを養成します。地域活動の第一歩を応援しています。</p>
実施時期	1月～2月

問合せ	健康推進課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)
-----	-----------------------------------

**対象者：65歳以上の方で、基本チェックリストに該当した方
（※1）又は要支援認定を受けた方**

事業名		内容
元気かろやか運動教室		
約6か月間、週1回の運動で体力を向上させ、日常生活を元気に送るための運動教室（全24回）		
グループ教室	理学療法士などの専門職の指導を受けながら、みんなと運動して体力をつけます。※送迎あり	
個別教室	自分にあった運動メニューを、接骨院の先生と相談しながらマイペースに行います。※送迎応相談	
実施時期	4～3月	
訪問型介護予防事業		
介護予防の観点から、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問をして、身体的・精神的支援や、食生活の相談、口腔機能向上支援を行うことで、要介護状態への予防を推進します。		
※1 基本チェックリストは、日常生活についてお尋ねするアンケートで、高齢者支援課・健康推進課・高齢者相談支援センター（分室含む）の窓口で行うことが可能です。		
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内]	☎ 052-689-1600 (代)

38 高齢者スマートフォン活用支援講習会事業

内 容	<p>スマートフォンを使えるようになりたいという方を対象に、小人数制のスマートフォン講習会を開催します。</p> <p>基礎、応用編では、スマートフォンの基本的な使い方を始め、「高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業」や「らんらんバスの運行状況」といった、健康や日常生活に役立つ情報について、スマホ決済編では、キャッシュレス決済の方法等について、それぞれ学ぶことができます。</p> <p>日程等、詳しくは「広報とうかい」でお知らせします。</p>
対象者	市内に住民票を有する65歳以上の高齢者
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

39 東海へいしゅうくんネットワーク

内 容	<p>市民を支援する医療・介護・福祉等のサービス関係者が電子システムを活用し、支援対象者の診療・検査や日々のケア等の情報を共有することで連携を図り、質の高いサービスを提供することを目的に運用しています。</p> <p>【8 高齢者あんしん見守り登録】または【28 認知症高齢者等見守りネットワーク】を申請時、併せて登録をお勧めします。</p> <p>【28 認知症高齢者等見守りネットワーク】事業のSOS配信の際には、申請者の同意の元、本システム内でもSOS配信に活用します。また、災害時の安否確認にも活用します。</p> <p>システム内には、市民向けに事業やサービス情報を公開してページもあります。</p>
対象者	東海市内在住の医療・介護又は福祉の支援を受けている又は支援を希望する全市民
申請方法	主治医、ケアマネジャーなど支援者にご相談下さい。 個人情報を取り扱いますので「個人情報取扱同意書」の署名をいただきます。
問合せ	東海市高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

40 高齢者とうかい健康チャレンジ促進事業


内 容	「とうかい健康チャレンジ事業」（高齢者向けポイント付与項目あり）を活用して、健康づくりや介護予防への取組のきっかけづくりを行うものです。 健康づくりの取組やボランティア等を行い、アプリ「あいち健康プラス」またはスタンプ台紙でポイントを貯めて、一定のポイントが貯まったら記念品と交換します。
対象者	市内に住民票を有する65歳以上の高齢者
問合せ	高齢者支援課〔しあわせ村内〕 ☎ 052-689-1600（代）

41 後期高齢者福祉医療費の助成

所得制限あり

内 容	病院、薬局などの医療機関で支払う医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。 ※該当する要件（下記参照）によっては、一部の医療費のみの助成となります。 ※保険外診療分の費用（入院時の食事代など）は対象外です。
対象者の要件	後期高齢者医療制度に加入している方（75歳以上又は一定の障害のある方は65歳以上）で、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者、精神障がい者、母子家庭等、東海市特定疾病認定患者の要件に当てはまる方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による措置入院患者の方 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による結核入院患者の方、並びにこれと同等の条件を有する方 ・ひとり暮らし高齢者で市民税非課税の方。（隣地や同一敷地に親族がいる場合、施設に入所している場合、その者が多額な経済的援助を受けている場合などは、対象外です。） ・寝たきり高齢者又は認知症高齢者（要介護度が4・5と認定され、生活介護を3ヶ月以上継続して受けている方）で市民税非課税世帯の方。（その者の生計維持者が市民税非課税などの場合のみ）
申請方法	①②を国保課（医療助成担当）〔市役所1階〕の窓口に掲示 ① 後期高齢者医療被保険者証（保険証） ② 受給資格の確認できるもの（介護保険証、障害者手帳など）
問合せ	国保課〔市役所1階〕 ☎ 052-603-2211（代） 0562-33-1111（代）


42 高齢者用肺炎球菌予防接種の助成

内 容	<p>高齢者用肺炎球菌（23価）ワクチンの予防接種に係る費用の一部を助成します。 ワクチンの接種前に申請が必要です。 ≪自己負担額≫ 1, 100円（生活保護受給世帯の方を除く）</p>	<p>二次元バーコード</p>  <p>（詳細は、市のホームページをご覧ください）</p>
対象者	<p>東海市に住民登録があり、これまでに23価の高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがない次の①、②の方 【予防接種法に基づく定期接種の対象】 ① 接種日時点65歳の方 【東海市独自の任意接種の対象】 ② 接種日時点66歳以上の方（※市内医療機関での接種に限る）</p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・接種日時点で66歳以上の方は、市内の実施医療機関でのみ接種を受けられます。 ・接種時の自己負担額は、定期接種・任意接種どちらも同額（1, 100円）ですが、万が一、副反応による健康被害が生じた場合、適用される制度が異なります。 	
申請方法	<p>健康推進課 [しあわせ村内] の窓口もしくは電話にて申請</p>	
問合せ	<p>健康推進課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)</p>	


43 高齢者の住宅確保支援（国・県の事業）

国や県では、高齢者の住宅確保についての取り組みがあります。
詳しくは、問合せ先へお問い合わせください。


●住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）制度

内 容	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たし、高齢者などを受け入れる住宅が紹介されています。
問合せ	愛知県建築局公共建築部住宅計画課 ☎ 052-954-6568 ※物件に関するお問合せは、各住宅管理会社へ https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php 

●サービス付き高齢者向け住宅

内 容	高齢の単身者や夫婦のみの世帯等が安心して暮らすための住まいとして、バリアフリー構造を有し、一定の面積、設備を備え、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅が紹介されています。
問合せ	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム 愛知県建築局公共建築部住宅計画課 ☎ 052-954-6568 https://www.satsuki-jutaku.jp/ 


●愛知県あんしん賃貸支援事業

内 容	高齢者などを受け入れる民間住宅や、その仲介業務を行う不動産及び居住支援を行う団体の登録を行い、高齢者などの居住支援を行なっています。
問合せ	愛知県住宅供給公社 賃貸住宅課 県営・市営住宅グループ ☎ 052-954-1361 https://www.aichi-kousha.or.jp/anshin/ 


●地域優良賃貸住宅

内 容	民間の土地所有者等が愛知県知事の認定を受けて建設した、高齢者など居住の安定に配慮が必要な世帯向けの賃貸住宅が紹介されています。
問合せ	<p>愛知県建築局公共建築部住宅計画課民間住宅グループ</p> <p>☎ 052-954-6568</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000034137.html</p> 

●愛知県高齢者向け優良賃貸住宅

内 容	民間の土地所有者等が愛知県知事の認定を受けて建設した、バリアフリー化された高齢者向けの賃貸住宅が紹介されています。
問合せ	<p>愛知県建築局公共建築部住宅計画課民間住宅グループ</p> <p>☎ 052-954-6568</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/0000081844.html</p> 

●住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

内 容	国が平成27年度（2015年度）に創設した制度で、高齢者などの居住の安定確保に向けて、設備や面積等について一定の質が確保された住宅が紹介されています。
問合せ	<p>住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業実施支援室</p> <p>☎ 03-6214-5806</p> <p>https://db.anshin-kyoju.jp/guest/</p> 





ぬ生きがいと余暇



44 シニアクラブ

内 容	「生きがいづくり」、「健康づくり」、「仲間づくり」、「地域づくり」の4つのテーマを軸に、シニアクラブに加入することで楽しみが増え、ひいては、健康寿命を延ばし、いきいきと充実した時間を過ごすことを目的としています。 ゴムバンド運動やグラウンドゴルフなどの運動、カラオケやダンスなどのサークル活動のほか、ボランティア活動を行うなど、幅広く活動しています。
対象者	おおむね60歳以上の方なら誰でも加入できます。
問合せ	東海市社会福祉協議会 [しあわせ村内] ☎052-689-1605 (代)


45 敬老行事

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●敬老祝金 88歳・99歳・100歳以上の方に敬老祝金を贈り、感謝の意を表します。100歳以上の方へは、市長等による訪問にて配布します。 ●ダイヤモンド婚者・金婚者を祝う会 結婚60年・50年を迎えるご夫婦をお祝いします。 事前に申込みが必要です。 <p>詳しくは、「広報とうかい」でお知らせします。</p>
問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)

46 シルバー人材センター

内 容	おおむね60歳以上の方が会員となって、センターからの紹介により、生きがいを得るための就業を目的として、屋内外の軽作業（剪定、除草、清掃）・施設管理・筆耕などのお仕事を紹介します。事前に会員登録が必要です。
問合せ	東海市シルバー人材センター [しあわせ村内] ☎ 052-603-1707

47 高齢者循環バス利用促進事業

<p>内 容</p>	<p>らんらんバスを降りるときに、東海市らんらんバス特別乗車証（黄色の専用カード）を運転手に提示すると、無料で乗車することができます。</p> <p>※乗車時は、整理券をお取りください。 ※特別乗車証は、コピーをしたものや期限切れのものは利用できません。</p> 
<p>対象者</p>	<p>東海市に住民票のある75歳以上の方。 対象の方には、75歳の誕生月の前月に引換証をお送りします。</p>
<p>申請方法</p>	<p>特別乗車証と引き換えますので、引換証を下記窓口どちらか1か所に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援課 [しあわせ村内] ・都市計画課 [市役所4階]
<p>問合せ</p>	<p>高齢者支援課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代) 都市計画課 [市役所4階] ☎ 052-603-2211 (代) 0562-33-1111 (代)</p>

48 民間スポーツ施設利用料の補助

<p>内 容</p>	<p>健康増進施設の利用にあたり、市が月会費の一部（千円／月）を補助します。また、株式会社コパンでは、市の補助対象者の利用に対し市と同額を補助します。</p>
<p>対象者</p>	<p>令和6年度中に65歳以上となる健康増進施設を利用する方</p>
<p>対象施設</p>	<p>コパンスポーツクラブ東海</p>
<p>申請方法</p>	<p>対象施設の受付で補助申請書を記入してください。（補助を受けようとする月の前月の末日までに申請が必要です。ただし4月利用分については4月14日までに申請が必要です。） なお、申請時には、身分証明書（健康保険証、運転免許証など）と健康診断の結果（写）をお持ちください。</p>
<p>問合せ</p>	<p>健康推進課 [しあわせ村内] ☎ 052-689-1600 (代)</p>

49 健康交流の家

レクリエーション活動などをする場所です。サロンスペースもありますので、お気軽にご利用ください。

名称	所在地	電話番号
千鳥	名和町一番割中59-2	052-603-0315
上野台	富木島町大清水1-138	052-604-1661
大池	加木屋町北鹿持4-3	0562-35-0041
養父	養父町宮山17-1	0562-32-4614

50 敬老の家

レクリエーション活動などをする場所です。お気軽にご利用ください。

名称	所在地	名称	所在地
下名和	名和町岡前40-1	名和東	名和町南三宅山45-1
渡内	荒尾町細高根1-4	上野ヶ丘	名和町平松5-17
明倫	荒尾町下り松1-11	平洲	荒尾町熊ノ山5
木田	大田町樹木8-1	富貴ノ台	富貴ノ台一丁目109-1
高横須賀	高横須賀町塩田5-1	横須賀	元浜町10
中ノ池	中ノ池二丁目21-13	加木屋	加木屋町唐畑38-1
大堀	加木屋町東大堀31-7	三ツ池	加木屋町鎌吉良根1-45
加木屋南第二	加木屋町南鹿持1-38	加木屋南	加木屋町泡池10-2

※敬老の家及び健康交流の家は、12月29日～1月3日は休館です。

東海市に暴風警報が発表された場合は、閉館となります。

また、その他の事情により休館となる場合があります。

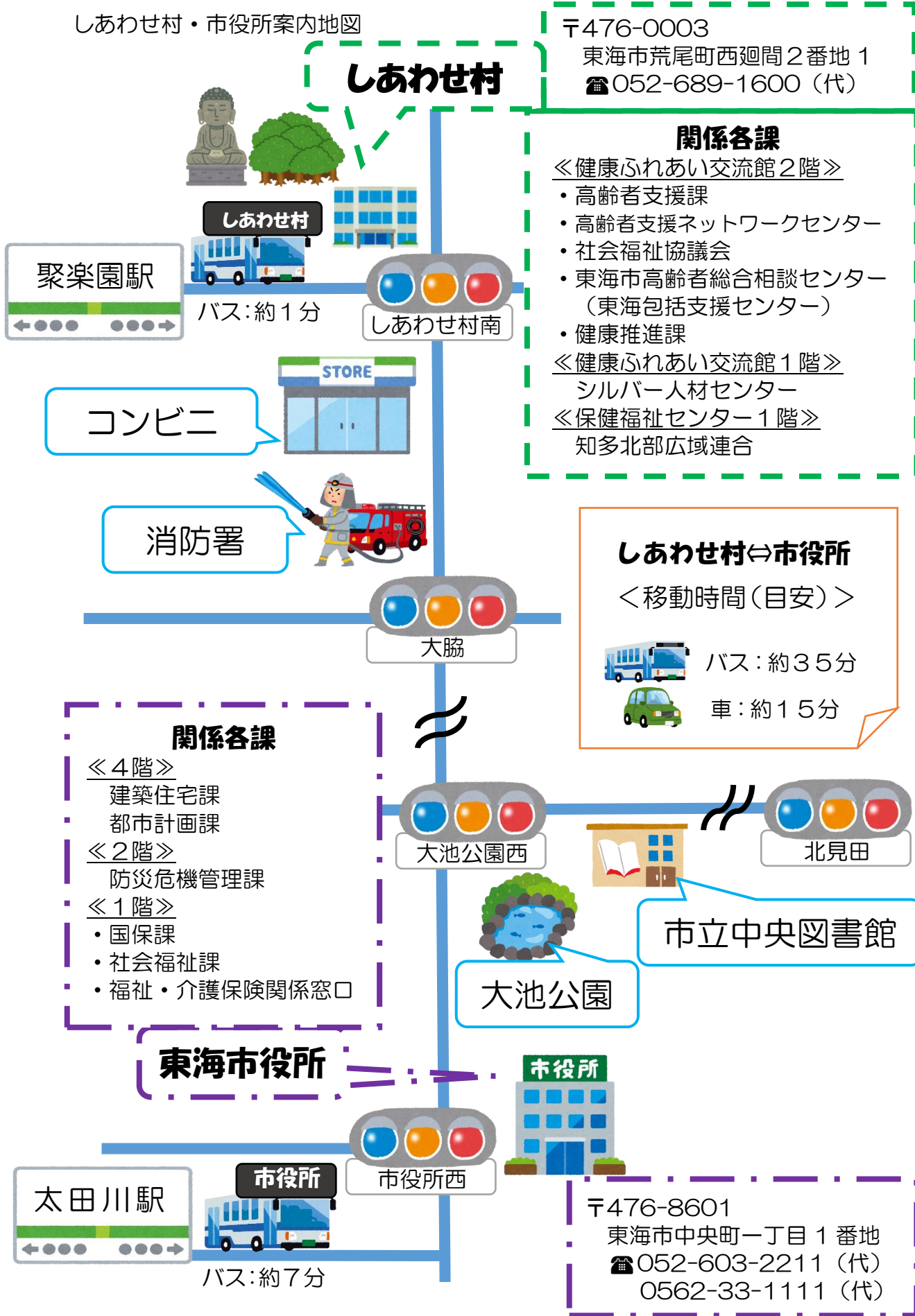
詳しくはお問い合わせください。

問合せ	高齢者支援課 [しあわせ村内]	☎ 052-689-1600 (代)
-----	-----------------	--------------------



地図

しあわせ村・市役所案内地図



しあわせ村

〒476-0003
 東海市荒尾町西廻間2番地1
 ☎052-689-1600 (代)

関係各課

- 《健康ふれあい交流館2階》
 - ・高齢者支援課
 - ・高齢者支援ネットワークセンター
 - ・社会福祉協議会
 - ・東海市高齢者総合相談センター（東海包括支援センター）
 - ・健康推進課
- 《健康ふれあい交流館1階》
 - ・シルバー人材センター
- 《保健福祉センター1階》
 - ・知多北部広域連合

しあわせ村⇄市役所

＜移動時間(目安)＞

- バス：約35分
- 車：約15分

関係各課

- 《4階》
 - ・建築住宅課
 - ・都市計画課
- 《2階》
 - ・防災危機管理課
- 《1階》
 - ・国保課
 - ・社会福祉課
 - ・福祉・介護保険関係窓口

東海市役所

〒476-8601
 東海市中央町一丁目1番地
 ☎052-603-2211 (代)
 ☎0562-33-1111 (代)

東海市高齢者憲章

わたくしたちは、高齢市民としての誇りと自覚をもち、郷土の文化と伝統をまもり、あすに生きる人たちの輝かしい未来を願って、ここに憲章を定めます。

- いきいきと健康づくりにつとめ、思いやりのある心を育てます。
- いつまでも学ぶ心を持ち、生きがいのある暮らしを築きます。
- 家族のきずなを大切にし、ぬくもりのある家庭をつくります。
- 豊かな知識と経験を生かし、進んで地域活動に参加します。
- ふるさとの自然を愛し、明るく住みよいまちづくりを進めます。



令和6年(2024年)4月発行